

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）
根拠条項	同法第13条第1項
処分の概要	改善命令
法令の定め	所管行政庁は、認定計画実施者が認定長期優良住宅建築等計画に従って認定長期優良住宅の建築及び維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定計画実施者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。
処分基準	改善命令は、報告の徴収により建築又は維持保全の状況を把握し、適切な指導を行うことにより改善の措置を十分促した上で、なお改善が行われない場合に行うものであるが、あらかじめ具体的な処分基準を定めることが困難であることから、設定しない。
処分担当課	北海道建設部建築指導課建築企画グループ（電話番号：011-204-5577） 各振興局産業振興部建設指導課建築住宅係（電話番号： ） 各総合振興局建設管理部建設行政室建設指導課建築住宅係（電話番号： ）
問い合わせ先	北海道建設部建築指導課建築企画グループ（電話番号：011-204-5577） 各振興局産業振興部建設指導課建築住宅係（電話番号： ） 各総合振興局建設管理部建設行政室建設指導課建築住宅係（電話番号： ）
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）
根拠条項	同法第13条第2項
処分の概要	改善命令
法令の定め	所管行政庁は、認定計画実施者（第五条第三項の規定による認定の申請に基づき第6条第1項の認定を受けた分譲事業者に限る。）が認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定せず、又はこれを決定したにもかかわらず、第9条第1項の規定による第8条第1項の変更の認定を申請していないと認めるときは、当該認定計画実施者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。
処分基準	設定しない (理由) 法令により明確にされている。
処分担当課	北海道建設部建築指導課建築企画グループ (電話番号：011-204-5577) 各振興局産業振興部建設指導課建築住宅係 (電話番号：) 各総合振興局建設管理部建設行政室建設指導課建築住宅係 (電話番号：)
問い合わせ先	北海道建設部建築指導課建築企画グループ (電話番号：011-204-5577) 各振興局産業振興部建設指導課建築住宅係 (電話番号：) 各総合振興局建設管理部建設行政室建設指導課建築住宅係 (電話番号：)
備考	

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月 1 日作成)

法令名	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）
根拠条項	同法第14条第1項
処分の概要	認定の取消し
法令の定め	所管行政庁は、次に掲げる場合には、計画の認定を取り消すことができる。 1 認定計画実施者が前条の規定による命令に違反したとき。
処分基準	認定の取消しは、認定計画実施者が第13条の規定による改善命令に従わない場合に行うものであるが、あらかじめ具体的な処分基準を定めることが困難であることから、設定しない。
処分担当課	北海道建設部建築指導課建築企画グループ (電話番号：011-204-5577) 各振興局産業振興部建設指導課建築住宅係 (電話番号：) 各総合振興局建設管理部建設行政室建設指導課建築住宅係 (電話番号：)
問い合わせ先	北海道建設部建築指導課建築企画グループ (電話番号：011-204-5577) 各振興局産業振興部建設指導課建築住宅係 (電話番号：) 各総合振興局建設管理部建設行政室建設指導課建築住宅係 (電話番号：)
備考	